

東地申
第48号
6月27日

「駅等の営業活動に係る 定例巡回確認業務の委託」に伴う申し入れ その1

1. これまで支社営業部が行っていた、定例巡回確認業務を（株）JR東日本ステーションサービス（以下、JESS）へ業務委託する目的と根拠を具体的に示すこと。

（回答）今後さらに拡大していく駅業務委託に対応すべく、グループ会社と一体で効率的な業務体制の構築、（株）JR東日本ステーションサービス（以下、JESS）の営業指導体制の強化等を目的として、当該業務を委託するものである。

（組合）今までと異なり定例巡回確認業務をJESSが行うようにするのか具体的に示すこと。

（会社）定例巡回確認業務は専門的また定期的に行う業務である。人かが掛かる業務であることから、委託に適した業務である。

（組合）効率的な業務体制の構築というならば、JRはJR、JESSはJESSで完結するべきである。

（会社）水平分業を進めていく中で双方がスキルアップをしていくことが必要である。支社営業部としての指導体制があるためJR本体社員の業務に関する知識や技能レベルは下がることはない。

（組合）体制の強化とあるが何が良くなるのかを示すこと。

（会社）本体の駅で不適切な事象が発生した場合、すぐに現場に行き指導をするということが今まで以上に可能になる。また、JESSでは確認が主体になるため委託駅への確認を行う際の立ち合いが不要になること。

確認事項

◆本体の知識や技能レベルを向上させていく。

◆それぞれの会社が責任を持って確認し正していく。

2. 業務を請け負うJESSの体制、教育、課題等について明らかにすること。

（回答）業務委託実施後の運営についてはJESSで定めることとなるが、必要な教育の支援は行っていく。

（組合）今施策で、JESS側に新たな部署や体制は出来るのか。また教育体制について明らかにすること。

（会社）JESS東京支店に担当者を配置する。教育については、本体からの出向でサポートしていく。

（組合）この施策を行い本体のレベルが下がることの無いようにするべきだ。

（会社）本体のレベルが低下しないよう考えて施策を実施している。レベルは下がらない。

（組合）JESSの教育体制における課題を明らかにすること。

（会社）いつまでも出向者を出すとすると、本体の需給も厳しい。定例巡回確認業務は定例的で専門的業務であることから自然と知識が蓄積される。プロパー社員を成長させなければならない。

確認事項

◆施策実施により確認業務が委託される。それによる本体のレベルは下がらない。

◆JESSでの出向に頼らない運営をするために適切に見習いを行う。

3. 定例巡回確認業務の業務内容について具体的に示すこと。

（回答）駅等を定期的に巡回して、業務におけるルールと作業実態に乖離がないか確認を行うことと、確認結果に基づいて不備事象等の把握及び報告をすることである。

（組合）具体的な確認業務とはなにかを明らかにすること。

（会社）定例巡回確認業務とは、金銭出納事務、運輸収入事務、営業事故防止に係る実地確認業務である。チェックリストに基づき確認を行い、把握したことを支社へ報告する。

（組合）「駅等」とは具体的にどこかを示すこと。